



宇久中だより2018

佐世保市立宇久中学校 学校通信
(平成30年5月1号)
文責 校長 田雑 健
平成30年5月8日(火)発行

学校教育目標 : ふるさとを愛し、主体的に学習し、自らの判断で正しく行動できる生徒
めざす生徒像 : 素直で心豊かな生徒・自ら考え、主体的に学ぶ生徒・強くたくましい生徒
宇久中生徒の5励行 : 心のこもったあいさつをする 授業に集中する 生徒会活動や部活動に励む
大きな声で校歌を歌う 清掃活動に力を入れる

お休みはうれしいけれど

— 気持ちの切り替えを! —

4月28日(土)～30日(月)、そして5月3日(木)～6日(日)と見事に前期・後期と別れた今年の大連休、みなさんはどうすごしましたか。連休前に配布したプリントには、こんなことに心くばりして過ごしてほしいということをあげていました。中でも

○ 規則正しい生活をする。

○ 今までの学習内容をしっかり復習する。

の2点について実践できたでしょうか。

第1に、「規則正しい生活」をおくっていないと連休明け(つまり昨日や今日)にだるいとかやる気がおきないということにつながります。誰かが気持ちを切り替えてくれる訳ではありません。自分自身でしっかり気持ちを切り替えましょう。

第2の「今までの学習内容をしっかりと復習する」ためには、ある程度まとまった時間をとったほうが効果的です。授業の予習をしなくていい、今回の連休中は大きなチャンスであったわけです。テストが近い2・3年生は特に手ごたえのある学習ができたでしょうか。今、後悔している人は何とかこれからの時間をやりくりして頑張るほかありませんね。

以上、連休明けにちょっとやかましいことを書きましたが、結局は「やっただけしかかえってこない」、成果を得たければ、それなりの努力が必要ということです。



4月～6月の重点

立場・役割の自覚

— 集団と個人 —

○小中高合同行事、市中体等を通して

今日も検診、明日も検診?

— 健康第1です —

16日(月)に耳鼻科検診、23日(月)には歯科検診、27日(金)には心臓検診を行いました。「検診、検診と4月、5月は〇〇検診が多いなあ」と感じている人もいるかもしれません。

これには訳があって、**学校保健安全法**という法律に「学校においては、毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行わなければならない」と定められており、それを受けて毎年6月30日までに各検診を実施なくてはならないのです。

皆さんの健康の保持・増進を図り、学校での生活や学習が円滑に行くようにと定められたルールです。場合によっては授業を中断したり、待ち時間があつたりもしますが、「何のためにやっているのか」をよく考えて、先生方の指導、そして検診に当たっていただくお医者さんをはじめ、医療スタッフの方の指示をよく聴いて、検診に臨んでください。



気づき、考え、実行する

本校は昨年度から**青少年赤十字**に加盟しています。青少年赤十字は、青少年にも赤十字活動を広げ、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」の3つの実践目標にそって活動し、誰もがもっているやさしさを行動に表すものです。

「気づき・考え・行動する」ことのできる青少年の育成を図る活動と日頃からの本校の活動は、多くの点で重なるところがあります。これからの学校生活の中で「気づき、考え、行動する」ことを実践していきましょう。

5月・6月の行事予定

5月

13日(日) 幼小合同運動会

14日(月) PTA 合同委員会
本校図書室 19:30～

15日(火) 関西フィルワークショップ
(演奏会は6月28日)

16日(水) 生徒総会



20日(日) 家庭の日 (ノー部活動デー)

21日(月) 歯科検診

22日(火) 第1回実力テスト(2・3年) 1日目



23日(水) 第1回実力テスト(2・3年) 2日目
学校開放日

29日(火) 眼科検診

6月

1日(金) いのちを見つめる日
全校集会

4日(月) 振替休日(6月9日分)

9～11日 市中体
(別途ご案内します)

12日(火) 振替休日(6月10日分)

マダニにご注意ください

2日(火)に集会の中で生徒には注意を促しましたが、本校生徒玄関付近でマダニらしきものを発見しました。念のため保健所にも連絡をしましたが、とにかく十分に気をつけて、咬まれたら医療機関での処置をというお話でした。皆様もくれぐれもお気をつけください。

【参考 厚生労働省 web ページより】

マダニ類の多くは、ヒトや動物に取り付くと、皮膚にしっかりと口器を突き刺し、長時間(数日から、長いものは10日間以上)吸血しますが、咬まれたことに気がつかない場合も多いと言われています。

草の茂ったマダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボンを着用し、サンダルのような肌を露出するようなものは履かないことが大事です。忌避剤の併用も効果が期待されます。さらに、野外活動後は入浴し、マダニに刺されていないか確認すること、吸血中のマダニに気が付いた際、無理に引き抜こうとするとマダニの一部が皮膚内に残って化膿したり、マダニの体液を逆流させてしまったりする恐れがあるので、医療機関(皮膚科など)で処置(マダニの除去、洗浄など)をしてもらってください。

また、マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で診察を受けて下さい。

被害者にも、加害者にも

5月1日から31日までは「自転車月間」です。これは昭和56年5月に「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」が施行されたことを記念して設定されたものです。

特に、中学生に関わっては「ノーヘル・二人乗り・無灯火」「スピードの出し過ぎ」「スマホを使用しながら走行」を原因とする事故が市内でも発生しています。加害者にも被害者にもならないよう、安全第一を考えて指導をしております。

ご家庭でもお声かけいただければ幸いです。

